

京都市告示第 14 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成26年4月1日から平成27年3月31日まで、株式会社リーフ・パブリケーションズを京都市公金収納受託者として、京の食文化ミュージアム・あじわい館の調理実習室使用料の徴収及び収納事務を委託します。

平成26年4月1日

京都市長 門川 大作

(産業観光局商工部中央卸売市場第一市場管理課)